

市では、引き続き対策に取り組みたいです。詳しくは、各担当へお問い合わせするか、市ホームページをご覧ください。



中旬に発送します。接種は2月に開始する予定です。
なお、そのほかの方にも順次発送しますので、慌てずにお待ちください。

◎使用するワクチンについて

詳しくは、1月15日までに全世帯に配布する「新型コロナワクチン接種のご案内」をご覧ください。

3回目のワクチン接種について

1・2回目接種で使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製のワクチン、または、武田/モデルナ社製のワクチンを使用することとされています。昭島市でも、2種類のワクチンで接種を行います。

◎医療従事者、高齢者施設の入所者・従事者へ3回目接種を開始

勤務先や入所施設で接種しない方は、都の大規模接種会場や、市の個別接種の指定病院を予約し、接種してください。個別接種については「広報あきしま」12月15日号2ページ、または、市ホームページをご覧ください。

◎2回目接種を完了した方へ接種券を送付

令和3年6月15日～30日に2回目接種を完了した方へ、1月

電子版の証明書はスマートフォンアプリで取得できます

生活困窮者自立支援金

生活福祉資金制度の特例貸し付けの申請期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯を対象に、求職活動を行うことなどを要件として、支援金を支給しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少した世帯を対象に、貸し付けを行っています。この申請期間を、3月31日まで延長します。

◎このほかの相談窓口
市役所へお問い合わせるか市ホームページをご覧ください。
市ホームページ内の相談窓口はこちら

申請期間を延長
新たに申請する場合の期限を延長します。
対象となる方には、順次、申請書を送付します。3月31日(必着)までに市役所福祉総務課へ申請してください。

要件を満たす方に再支給
生活困窮者自立支援金を受給している間に求職活動を行い、その報告書を提出するなど支給要件を満たす場合は、再度、3か月間受給できます。
対象となる方には、順次、申請書を送付します。3月31日(必着)までに市役所福祉総務課へ申請してください。

東京都発熱相談センター
発熱があり、かかりつけ医がないなど相談先がない場合の窓口です。
電話番号 03-5320-4592(毎日/24時間)

感染対策を続けましょう

- 変異株のウイルスが発生し、国内外において感染が拡大傾向にあります。引き続き、かからない、うつさないための感染対策や予防を、一人ひとりがしっかりと行いましょう。
- *マスクを正しく着用し、こまめに消毒、手洗い、うがいをしましょう
- *大人数での長時間の会食、大声での談笑は控えましょう
- *定期的に室内の換気や保湿をしましょう
- *混雑する場所や時間を避けて行動しましょう

検診や予防接種はきちんと受けましょう

新型コロナウイルス感染症の影響で、病院での受診などを先送りする方が増えています。検診や予防接種、生活習慣病の経過観察のための受診などは、決められた時期に受けましょう。

住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給

対象の世帯へ、1世帯当たり10万円を支給します。
◇対象 令和3年12月10日時点で昭島市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯(住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯を除く)
*令和3年度の住民税均等割が非課税である
*3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員の収入見込み額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下となった
【制度について詳しくは】
内閣府コールセンター ☎0120-526-145(12月29日～

1月3日を除く毎日/午前9時～午後8時)へお問い合わせください。
【お知らせを配布】
申請や支給時期などについて詳しくは、1月15日までに全世帯に配布する「新型コロナワクチン接種のご案内」4ページをご覧ください。
☆詳しくは、福祉総務課へ。

市ホームページ内「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」はこちら



子育て世帯へ臨時特別給付金を支給

対象となる方は、表1のとおりです。昭島市では、先行給付分とクーポン分を合わせて、現金で10万円を一括支給します。
詳しくは、12月中旬(公務員の方には1月中)に送付する案内をご覧ください。
【①・②に該当する方へ】
申請は、不要です。児童手当の支給口座へ、12月24日に振り込みました。

なお、平成15年4月2日～18年4月1日生まれのお子さんを一緒に養育している場合は、その分も含んだ額を振り込んでいます。
【③～⑦に該当する方へ】
送付する案内をご覧ください。3月15日(必着)までに、郵送で申請してください。
☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

▼表1 対象

| | |
|---|--|
| ① | 令和3年9月分の児童手当を昭島市で受給した方 |
| ② | 3年9月1日～11月30日にお子さんが生まれ、昭島市で児童手当を受給する方 |
| ③ | 3年12月1日～4年3月31日にお子さんが生まれ、昭島市で児童手当を受給する方 |
| ④ | 次のすべてに該当する方 * 3年9月30日時点で、昭島市で平成15年4月2日～18年4月1日生まれのお子さんを養育している * 令和2年中の所得が表2の所得制限額以内である * 児童手当を受給していない |
| ⑤ | 次のすべてに該当する公務員の方 * 3年9月30日時点で昭島市に住民登録がある * 3年9月分の児童手当を勤務先で受給した |
| ⑥ | 次のすべてに該当する公務員の方 * 3年9月1日～4年3月31日にお子さんが生まれ、出生日に昭島市に住民登録がある * 児童手当を勤務先で申請し、認定された |
| ⑦ | 18歳以下のお子さんの養育施設を市内に設置している方 |

※児童手当は、特例給付を除きます。

▼表2 所得制限額(社会保険料相当額8万円控除後)

| 扶養人数 | 所得制限額 |
|------|-------|
| 0人 | 622万円 |
| 1人 | 660万円 |
| 2人 | 698万円 |
| 3人 | 736万円 |
| 4人 | 774万円 |
| 5人 | 812万円 |

※医療費控除などがある場合、一定額を所得から控除できます。
※扶養人数は、地方税法上の数です。

市ホームページ内「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」はこちら

